

## 第 2 2 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 2 年 5 月 8 日（金）柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

### < 農業委員 >

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	1 0 番	金 子 幸 司
1 1 番	酒 卷 寿 雄	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	遠 藤 秀 生	1 4 番	程 田 平
1 5 番	橋 本 英 介	1 6 番	村 越 等

1 6 名 中 1 6 名 出 席

### < 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	栗 原 豊	2 7 番	増 田 直 晴
2 9 番	山 野 辺 守		

1 5 名 中 3 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 8 番	砂 川 晴 彦	1 9 番	木 村 寿
2 0 番	相 模 農 夫 男	2 1 番	坂 卷 儀 治
2 2 番	関 根 勝 敏	2 3 番	浜 島 照 雄
2 4 番	小 川 克 己	2 5 番	富 澤 英 三
2 6 番	友 野 博 之	2 8 番	染 谷 茂 幸
3 0 番	石 井 一 美	3 1 番	秋 谷 昌 治

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次 長 寺 嶋 浩  
副主幹 原 田 圭 介  
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）
- 議案第 4号 農業委員会事務の実施状況の公表について

## 7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 軽微な農地改良の届出書の受理通知書の交付について
- (5) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (6) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (7) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中3名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

**議長** それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，飯野文夫委員，よろしく願いいたします。

**議長** 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 2 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長，よろしく願いします。

**岡田委員長** 農地第 2 調査会は，去る 4 月 21 日，5 月 1 日，令和 2 年度第 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 4 条 1 件，農地法第 5 条 1 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的とし，会長，事務局職員 2 名，私岡田の計 4 名で実施しました。

次に，令和 2 年 1 月に開催された第 18 回総会の議案第 1 号の 7 件について巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括及び議案説明)

**議長** ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

**岡田委員長** 1番についてご報告いたします。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑3筆759.65㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の近隣に所在する事業者2者より、県道に面し、利便性が高い申請地を駐車場として利用したい旨の要望があったことから、貸駐車場として整備する計画に至ったものです。

計画では、場内は砂利敷き、トラック13台、乗用車9台、合計22台を収容する予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、出入口部分にアスファルト舗装を施し、周囲は既存トタン塀及びコンクリート土どめを生かしつつ、新たに安全鋼板柵を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

**岡田委員長** 1番についてご報告いたします。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定による太陽光発電施設用地への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑2筆7, 882㎡で、ほかに農地以外の土地4, 640㎡を加えた合計1万2, 522㎡を事業計画地とするものです。

甲種農地、第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地があることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、東京都千代田区に所在する法人で、周囲に高木や住宅がなく、土地も平坦で日当たりがよいため、高い発電効率が期待できることから、申請地へ太陽光発電施設を整備する計画に至ったものです。賃貸借期間は20年です。

計画では、太陽光モジュール4, 480枚、パワーコンディショナー28台を設置し、発電出力1, 411.2kW、メンテナンス通路

部分のみ砕石敷きとし，土砂等の搬出入はありません。なお，経済産業省による事業計画認定時の売電価格は，13.48円となっています。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，外周をフェンスで囲い，出入口には門扉を設けます。また，フェンス内部には土堰堤を設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

はい。

**成嶋委員** 成嶋です。

この売電価格で採算取れるのでしょうか。

**岡田委員長** 大丈夫だと思います。

**成嶋委員** それは，事業者に聞いてみましたか。

**岡田委員長** いや。それは確認はしなかったんですけれども，採算が取れるからやるんだと思います。

**議長** はい，事務局お願いします。

**事務局** 事務局です。

事業者のほうからは、事業収支計画が添付されておまして、こちらについては、11年目から営業利益が出るというような試算になっております。

**議長** よろしいですか。

**成嶋委員** はい。

**議長** ほかにございませんか。

**飯野委員** 飯野です。

これ、20年間ということですが、賃借料は20年間変わりなくということで、変更はないわけですか。

**岡田委員長** はい、ありません。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** 20年ってことなんですけれども、20年経つと返されちゃうということですか。

**岡田英夫委員長** すみません、確認は取っていないですけれども。

事業は20年間ですから、基本的には一旦事業は終了しますが、その後は20年後のことですので、それはその時の判断になると思います。

**議長** よろしいですか。

**村越委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

**岡田委員長** 2番についてご報告いたします。

調査会資料は12ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場兼資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤心の畑2筆2、295㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は建設業を営む法人で、事業拡大により現在借りている資材置場が手狭となったため、本社に近く県道に面した申請地へ、新たに資材置場兼駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、場内は砂利敷き、埋戻し用の土や砂、砕石、ブロックのほか、ユンボ2台、ダンプ2台、トラック5台、営業車2台、合計11台を収容する予定です。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透、出入口部分にはアスファルト舗装を施し、周囲は既存の土留めやブロックフェンスを生かしつつ、新たにコンクリートパネル土留めを設け、土砂等の流出を防止するとともに、県道側には木杭ロープを設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がございましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

**岡田委員長** 3番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場兼車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑1筆1,690㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、土木建築業を営む法人で、事業拡大により現在の資材置場では手狭となったため、事務所に近く、大型車が通行可能な道路に面した申請地へ、新たに資材置場兼駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、場内は砕石舗装、資材として砕石、鉄板のほか、油圧ショベル2台、ダンプ7台、合計9台を収容する予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲をフェンスで囲い、土砂等の流出を防止するとともに、出入口部分にアコーディオン門扉を設けます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 成嶋です。

この出入口なんですけれども、これ、かなりの段差があるところに出入口をつくると思うんですよ。これ、下のほうに高校もあるので、かなりの高校生がここを通ると思うんですよ。あと、小学校にも近くにもあるし。ダンプが入ってきた場合、坂の上から入った場合には、6mでかなり、前の道を大回りにして入らないと、ダンプだと通れないと思うんですけれども、6mで出入口の幅が足りるのかなと思ったんですけども。

**議長** その辺、いいですか。

**岡田委員長** 前の道、でも、大分広いですね。

**成嶋委員** うん、広いんですよ。広いから、対向の方にぐるっと回って入る感じだと思うんですが、さっきも言ったとおり、ここはかなり高校生が通る道で危ないかと思うので、気を付けてもらえばいいんですけれどもね。それだけです。

**議長** あと、そのほかはございませんか。

あと、ちょっといいですか。

先ほど説明で、この坂の勾配が30%じゃなくて3%ってあったんですけれども、それだけ長くしちゃうと、かなり先まで行っちゃうんじゃないかなって。

**事務局** 事務局です。確かに議長のご指摘のとおりだと思いますので、事業者のほうに確認して、しかるべく訂正いたします。

**議長** じゃ、よろしくお願ひします。

そのほかはございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声はございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番と5番は一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を岡田委員長、お願ひいたします。

**岡田委員長** 4番から5番についてご報告いたします。

調査会資料は22ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う農地造成の一時転用許可申請です。

申請地は、大島田の畑2筆1, 241.73㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地は、現在路面よりも低く水はけが悪いため、休耕状態となっていることから、天地返しの後、盛り土をすることで路面及び隣地と平坦にした上、畑として耕作環境を整備する計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は隣地境界に設置する素掘り側溝から既存の水路へ放流します。また、周囲に築堤を設け、のり面には種芝を施し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番と5番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

**飯野委員** ちょっといいですか。

●●さんは何歳なんですか。分かったら教えてください。

**岡田委員長** ●●歳です。

**飯野委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**大宮委員** 大宮です。

これ、天地返しを1mした後ということは、どういうことですか。

**事務局** 事務局です。表現が分かりづらいのですが。これは、事前に天地返しした土を、盛り土した後に覆土すると確認しております。

**大宮委員** 分かりました。

**議長** よろしいですか。

そのほかはございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声があったので、4番と5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番から11番は一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

**岡田委員長** 6番から11番についてご報告いたします。

調査会資料は28ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う仮設電柱の設置及び作業場用地の一時転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑7筆1, 750.75㎡で、ほかに農地以外の土地142.21㎡を加えた、合計1,892.96㎡を事業計画地とするものです。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は土地区画整理法に基づく組合で、大青田周辺の土地区画整理を進めるに当たり、工事期間中に限って既設の電柱及び電線を当該区画整理地外へ迂回させる必要があるため、隣接する申請地へ仮設の電柱及び電線、その作業場を整備する計画に至ったものです。一時転用期間は6か月です。

申請内容は、電柱及び電線の敷設場所まで工事用車両が進入できるよう、一部高低差のある箇所については、平坦化した後、鉄板を敷き、電柱及び電線を仮設するものです。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、出入口部分には単管バリケードを設けることで、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番から11番について、何か質問はございませんか。

**飯野委員** これは以前、発掘調査か何かで出たことあったよね。そこ

の場所の付近。

**議長** その、はい。

**飯野委員** はい、分かりました。

**議長** その他質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、6番から11番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ご苦労さまでした。

それでは、議案第3号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が大井の田1筆、面積755㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声があったので、議案第3号(その1)を承認いたします。

次に、議案第3号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、大青田に在住の農業者が大青田の畑2筆、面積3,490㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がございましたので、議案第3号（その2）を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第3号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（農政課退席）

**議長** 次の議案に入ります。

議案第4号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

村越農地部長に議案の説明を願います。村越農地部長、お願いします。

**村越農地部長** よろしく申し上げます。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明いたします。

農業委員会事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明化を図るため、議事録の公表等が行われてまいりましたが、平成28年、農業委員会に関する法律の改正で、「農地等の利用の最適化の推進」

が農業委員の必須事務になったこととあわせ、農地等の利用の最適化の推進状況、並びにその他農業委員会における事務実施の状況等について、インターネット等による公表することが法律で定められました。

以上の内容を踏まえ、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案を作成しました。

作成までの経緯ですが、通常であれば、本総会の開催前に農地部会を開催し、部会で審議を行うところ、新型コロナウイルスの感染防止に考慮し、5月1日の調査会開催前に、会長、農地部長、副部長が内容を協議することにより、農地部会での審議を行ったものとなりました。この案につきまして、慎重なご審議をお願いいたします。

なお、概要につきましては、事務局から説明いたします。

じゃ、よろしく申し上げます。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

続いて、概要説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

**事務局** それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局から説明いたします。

着座にて失礼させていただきます。

配付資料は、議案第4号別紙と書かれた資料2部になります。

まず、左上に「別紙様式1」と記載されている、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）、次に、左上に別紙様式2と記載されている、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）です。

前年度計画や目標の達成状況である点検・評価の結果を踏まえ、今年度の計画を定め、いずれも法律によって決められた様式を例年ホームページ等で公表しているものです。

それでは、左上に「様式1」、「点検・評価」（案）からご説明させていただきます。

まず1ページ、平成31年3月末現在の農業委員会の状況として、「1」、農業の概要は、農林業センサス等、国等の調査結果に基づき、

柏市における農家数，農地面積等を記載しています。また，「2」，農業委員会の現在の体制は，柏市における農業委員数やその内訳を記載しています。なお，本市は平成30年に改選を行い，旧制度，新制度を併記しています。

続いて2ページですが，担い手への農地の利用集積・集約化の状況について，平成31年3月末時点で，柏市管内の農地面積は2,570ha，担い手，すなわち認定農業者等に集積されている面積は654ha，集積率は約25.45%となっています。それに対し，2，令和元年度の集積目標は659ha，隣の集積実施実績が720haで，目標を達成することができました。

また，「3」，目標達成に向けた活動計画ですが，農家台帳配布時に意向調査を実施し，その結果を取りまとめ，農地ナビ等を活用して，担い手への情報提供を行うというものでした。しかしながら，農地ナビ等に係る国の新システム移行作業が遅れたため，令和元年度は市として情報提供を行うことはできませんでした。

次に，「4」，目標及び活動に対する評価ですが，目標に対する評価は，この実績値が目標値を上回り，おおむね妥当であると思われませんが，活動に対する評価は，農地集積の基礎データとなる農地情報の公開，すなわち台帳システムの整備が求められるところです。

続いて3ページ，新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきて，「1」，現状及び課題として，平成28年度から平成30年度までの新規参入数と面積をお示しし，「2」，目標及び実績では，令和元年度の参入目標3経営体に対して，実績が3経営体となり，目標を達成することができました。また，こちらの参入面積が，目標が1.5haであるのに対し，実績が1.6haとなり，こちらも目標を達成しています。

次に「3」，目標の達成に向けた活動ですが，計画では，農地台帳の整備を進め，農業委員会だより紙面での啓発，また新規就農担当課である農政課との連携を深めることなどにより，情報共有を図ることとし，実績もおおむね計画どおりとなりました。また，「4」，その評価は，引き続き後継者不足の解消等を進める上で，当該目標値は妥当と判断しました。

活動に対する評価につきましても，参入希望者に対して農地情報の

活用等，引き続き制度などの周知を図っていく必要があると思われ，今後とも参入希望者に対する必要な支援を行い，新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

続いて4ページ，遊休農地に係る措置に対する評価ですが，平成31年度末時点の農地の状況として，管内農地面積2,620.9haに対し，遊休農地面積50.9ha，割合は1.94%となっており，「2」，令和元年度の解消目標値3haに対して，解消実績は1.3haと，目標値を下回っております。

「3」，目標の達成に向けた活動ですが，利用状況調査を毎年7月から8月にかけて実施し，新規発見分91筆2.4haのうち，意向調査により貸付けを希望されている方については，中間管理機構へ斡旋を依頼しているところです。

また，「4」，目標及び活動計画の評価として，当該目標値は着実に有休農地解消を行う上では妥当と判断しました。引き続き，農業委員会として遊休農地解消事業を継続し，土地所有者と借り手の意向を確認しながら，その解消に努めてまいります。

続きまして5ページ，違反転用への適正な対応についてですが，令和元年度末時点での違反転用面積は23.8haとなっており，平成30年度末の違反転用面積から15.7ha増加しました。この数字につきましては，様式に定められた式のとおり計算してしまいますと，表示がマイナスとなってしまう，ちょっと数値の増減が分かりにくくなってしまいますため，あえて数字の横に増加の「増」という字を追加させていただきました。

次に，「3」，活動計画として，農地所有者へリーフレットを配布するほか，農業委員等によるパトロールを予定し，計画どおり実施することができました。引き続きパトロールによる早期発見に努め，是正指導を行い，農業委員会だより等での啓発を行ってまいります。

続いて6ページ，農地法等により，その権限に属された事務に関する点検ですが，「1」，農地法第3条に基づく許可事務及び「2」，転用事務に係る点検です。許可処理件数について48件，転用処理件数は64件となっており，いずれも適切に処理していることから，是正措置はありません。

続いて7ページ，農地所有適格法人からの報告への対応について。

農地所有適格法人は、10法人中2法人より報告書の提出がありました。残り8法人については提出がなかったことから、今後督促を行ってまいります。

同じく7ページ、情報の提供等として、賃借料の情報の調査・提供、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備に関して、いずれも適正に行っていることから、是正措置はありません。

次、最後に8ページ、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容について、一番上の項目についてなんですけれども、農業委員、農地利用最適化推進委員及び地域農業者の意見を取りまとめた上で、意見書として市町へ提出いたしました。

同じく8ページ、事務の実施状況の公表等ですが、総会などの議事録、活動計画の点検・評価については公表しており、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見については、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、柏市に対して11件提出いたしました。

以上、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)の説明でした。

続きまして、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)の説明に移ります。

左上に別紙様式2と書かれた令和2年度の活動計画について、お手元にご用意ください。

まず1ページ、令和2年3月末現在の農業委員会の状況として、先ほどの「点検・評価」と同じく、「1」、農家、農地等の概要は、農林業センサス等、国等の調査結果に基づき、柏市における農家数、農地面積等を記載しています。

また、「2」、農業委員会の現在の体制は、柏市における農業委員数やその内訳を記載しています。

続いて2ページ、担い手への農地の利用集積集約化について、令和2年3月現在の柏市管内の農地面積は2,570haとなっており、このうち担い手である認定農業者等に集積されている面積は720ha、集積率は約28%です。これを踏まえた今年度の集積目標は、面積725ha、新規5haと設定しました。その積算根拠ですが、認定農業者1名当たり5aとし、この5aという数値に、規模拡大を希望していない方等を調整した認定農業者数の100人に掛け、5ha

としています。

なお、当該目標に対する活動計画として、前年度意向調査結果を、農業委員会等の戸別訪問などを通して、担い手へ情報提供を行ってまいります。

続いて3ページ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について。過去3年間の新規参入状況ですが、平成29年度は4経営体、平成30年度は1経営体、令和元年度は3経営体が参入しており、今年度の目標数は3経営体としました。

この目標に対する、「2」、活動計画として、農地台帳の整備を進め、農業委員会だより等で紹介を行い、さらに農政課との連携を深めることを予定しています。

続いて4ページ、遊休農地に関する措置として、現在55.3haある遊休農地の解消策ですが、目標は農業委員さん1名当たり約1,000㎡の解消を目指すことにより、全体で3haの解消を目標としています。本目標に対する活動計画は、例年どおり夏に現地調査を行い、結果に対する意向調査を進めてまいります。

最後に5ページ、違反転用への適正な対応として、違反転用面積は現在23.8haですが、こちらに対する具体的な数値目標を設定する部分はありません。課題として、農家さん以外の相続で農地を所有された方も含め、制度の周知を図る必要があります。

具体的な活動計画として、農地所有者へリーフレットの配布を行うことや、引き続き農業委員等によるパトロールを行ってまいります。

以上、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）の説明でした。

これで、事務局からの説明を終わらせていただきます。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**程田委員** 程田です。

令和元年度の4ページ、5ページの管内の農地面積の違いって何。

2, 620.9ha, 平成31年3月現在, 4ページのこれは, 2, 570ha なんだけれども。

**事務局** そちらの違いについて, 説明させていただきます。

こちらの, 4ページの2, 620.9haというのは, 耕地面積2, 570haに遊休農地面積の50.9haを足したものになりますので, 管内の活用している農地の面積としては, 2, 570haが正しい数字になります。

資料にあります\*の注意書きの部分を見ていただければと思います。が, 点検の方法によって, 遊休農地を含めるものと含めないものがありますので, その分, 数字の差が出るところがございます。

**議長** よろしいですか。

**程田委員** 分かりました。

**議長** そのほか, 何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声があったので, 承認いたします。

議案第4号を採択いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって, 本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして, 本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に, 報告事項がございますので, 一括して事務局に説明を求めます。事務局, お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

**議長** ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

6月の予定を申し上げます。

1日月曜，2日火曜が調査会で，1日は午前9時から，2日は午後1時から，別館第5会議室でございます。担当は農地第3調査会です。

8日月曜が総会で，午後2時から，別館第5会議室でございます。

慎重審議，ありがとうございます。

以上をもちまして，第22回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時15分閉会)